

事業者各位

	令和7年度 製造業 職長等安全衛生教育 及び 建設業 職長・安全衛生責任者教育 開催のご案内	大阪西労働基準協会 事業者登録番号 T4700150023560 ☎ 06-7652-8221
---	---	--

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。会員事業場の皆様におかれましては、日常の安全衛生活動の推進に、日々ご尽力いただいていることと存じます。

さて、労働安全衛生法第60条により、事業者は、職場における労働災害防止の要となる「職長又は労働者を直接指導、監督する者」で、新たに当該職務を行うこととなった者に対して、**職長等安全衛生教育**を実施するよう義務付けられています（一部の業種は除く）。

また、**請負業務の多い建設業、造船業**においては、請負人の職長は同法第16条に基づく「安全衛生責任者」として専任されることが多く、厚生労働省は**職長等安全衛生教育**と併せ**安全衛生責任者教育（2時間相当）**を実施するよう義務付けられています。

つきましては、標記の安全衛生教育の講習会を下記のとおり開催いたしますので、この機会に、是非受講されますようご案内申し上げます。

なお、**本年度の講習会**につきましては、定員の削減等により会場での『3密』を避け、換気の実施等の措置を講じて実施いたしますので、受講の際はご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 講習日時
 - 1日目 令和7年9月4日（木） 8時50分～16時10分
 （※1日目、職長・安全衛生責任者教育の受講者は18時30分まで）
 - 2日目 9月5日（金） 9時00分～16時30分

※講習当日、発熱、咳などで体調が思わしくない場合は、速やかに当協会事務局にご連絡をいただき、無理せずに受講の見合わせをお願いいたします。
- 2 講習場所 **堺労働基準協会 研修室（旧大和産業ビル2階）**
 堺市堺区中安井町3-4-11
 電話（072）-233-5396
 南海高野線「堺東」駅から南へ徒歩12分
- 3 講習内容
 - 1）職長教育（労働安全衛生法第60条に基づく科目）
 - ①作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
 - ②労働者の指導・監督の方法に関すること。
 - ③労働災害防止のために必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。
 - 2）安全衛生責任者教育（平成18年5月12日付基発第0512004号参照）
 - ①安全衛生責任者の職務等
 - ②統括安全衛生管理の進め方
- 4 受講料金 1名様（税込、受講料とテキスト代）

製造業 職長等安全衛生教育	
会 員	14,900円 [10%対象 内消費税 1,354円]
非会員	16,800円 [10%対象 内消費税 1,527円]
建設業 職長・安全衛生責任者教育	
会 員	18,200円 [10%対象 内消費税 1,654円]
非会員	20,500円 [10%対象 内消費税 1,863円]
- 5 定 員 **30名**
- 6 申込締切日 **令和7年8月27日（水）**（定員になり次第締め切ります。）

- 7 申込方法 当協会へ、裏面の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、協会事務局(電話 7652-8221
ファックス 7652-9464 〒551-0031 大阪市大正区泉尾1-27-16 大正産業会館2階)に持参頂くか、ファックス又は郵送でお申込みください。
なお、大正・港・西工(産)業会の会員は、所属の工(産)業会で受付します。
- 8 受講料納入 **受講料の納入は、協会事務局に持参頂くか、銀行振り込みでも結構です**(関西みらい
銀行 堀江支店、普通口座 8504、口座名 大阪西労働基準協会)。
- 9 その他 ①全科目修了者には、「修了証」を交付します。
②申込締切日以降の取り消し及び欠席者の払い込み受講料は、原則として返戻できません
ので他の適任者と交替されることをお勧めします。
③感染拡大防止のために欠席される時は、協会事務局までご相談願います。
- 以上

職長等安全衛生教育 及び 職長・安全衛生責任者教育 受講申込書

(受講日：令和7年9月4日、5日)

令和 7 年 月 日

大阪西労働基準協会 御中

(FAX (06) 7652-9464)

区分	教育名
	製造業 職長等安全衛生教育
	建設業 職長・安全衛生責任者教育

注：表中の受講申込される教育名の左欄(区分)に○印を記入してください。

事業場名 _____

〒 _____

所在地 _____

T e l _____ F a x _____

連絡担当者 所属名 _____ 氏名 _____

※協 会 欄	(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日
		昭・平 . . .
		昭・平 . . .
		昭・平 . . .

注1：氏名等は、略字等を用いることなく正確に記入してください。

注2：お問合せは、大阪西労働基準協会(〒551-0031 大阪市大正区泉尾1-27-16

大正産業会館2階 T e l 7652-8221 F a x 7652-9464)までお願いします。